

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	岐阜市立看護専門学校
設置者名	岐阜市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営委員会
役割	<p>岐阜市立看護専門学校学則第9章第29条第2項に以下の様に規程されている。</p> <p>2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 本校の運営に関する諸規程の制度および改廃に関すること</p> <p>(2) 本校の教育方針に関すること</p> <p>(3) 本校の運営に関する基本的事項に関すること</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
岐阜市民病院事務局長	2020. 4. 1～ 2021. 3. 31 (再任可)	過去に看護学校事務長を歴任
岐阜市民病院看護局長	2020. 4. 1～ 2021. 3. 31 (再任可)	看護学校の非常勤講師
岐阜市民病院診療局 脳神経外科部長	2020. 4. 1～ 2021. 3. 31 (再任可)	看護学校の非常勤講師
岐阜市民病院診療局 循環器画像診断部部長	2020. 4. 1～ 2021. 3. 31 (再任可)	看護学校の非常勤講師 看護学校の校医
(備考)		